

# 北海道八雲高等学校 委員会・部活動について

## 八雲高等学校生徒会規約

### 第1章 総則

第1条 本会は北海道八雲高等学校生徒会と称し、校長はわれわれ生徒に許可した権限の範囲内において生徒の自発的意志による生徒会結成を承認し、本会則に基づく一切の運営を本会に委任する。

第2条 本会は本校の全生徒をもって構成し、生徒の自治活動を規律化し、高度の社会性を養うとともにわれわれの福祉をはかり、もって校風の刷新向上と学校興隆に寄与することを目的とする。

### 第2章 権限・義務

第3条 本会の自治活動は、校長の助言を受け、第2条の目的を達成するための権限と義務を有する。

### 第3章 組織

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の機関をおく。

- |             |                 |           |
|-------------|-----------------|-----------|
| (1) 生徒総会    | (2) 評議委員会       | (3) 執行委員会 |
| (4) 実行委員会   | (5) 風紀委員会       | (6) 保健委員会 |
| (7) 図書委員会   | (8) 「さらんべ」編集委員会 |           |
| (9) 選挙管理委員会 | (10) 監査委員会      | (11) HR   |
| (12) 外局     | (13) 部          |           |

### 第4章 会議

第5条 会議は校内公開とし、校内外の希望者も傍聴することができる。

第6条 会議はその構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第7条 決議は多数決とし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、規約に定められている特別決議の場合はこの限りではない。

### 第5章 生徒総会

第8条 生徒総会は本会の最高決議機関である。

第9条 生徒総会は全会員で構成し、議長には評議委員会の委員長と委員長の指名する者がこれにあたる。

第10条 生徒総会は次の事項を決定承認する。

- |          |                        |        |
|----------|------------------------|--------|
| (1) 年間行事 | (2) 予算                 | (3) 決算 |
| (4) 規約   | (5) その他本会の目的達成に必要な重要事項 |        |

第11条 生徒総会は定例と臨時の2種とし、生徒会長がこれを招集する。

第12条 臨時生徒総会は次の場合、生徒会長はこれを招集しなければならない。

- (1) 評議委員から要求のあった場合
- (2) 全会員の5分の1以上の署名による要求のあった場合
- (3) 生徒会長が必要と認めた場合

第13条 生徒総会は原則として開催の3日前に公示しなければならない。

## 第6章 評議委員会

第14条 評議委員会は生徒総会に次ぐ審議決議機関である。

第15条 評議委員会は次の者で構成する。

- (1) 評議委員
- (2) 室長
- (3) 執行委員(ただし、執行委員は審議権を有さない)

第16条 評議委員会は次の事項を審議および決議する。

- (1) 生徒総会の議題に関する事項
- (2) 各機関の計画および要求等に関する事項
- (3) 執行委員会の欠員補充に関する事項
- (4) 生徒会規約に関する事項
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第17条 評議委員会は評議委員の中から委員長1名を選出する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

第18条 委員長は評議委員会を代表し、評議委員会の議長を務める。

第19条 評議委員会の招集は委員長が行う。ただし、特別な場合は生徒会長がこれを行う。

第20条 評議委員会は次の場合委員長はこれを招集しなければならない。

- (1) 各機関から要求があった場合
- (2) 評議委員長が必要と認めた場合

第21条 評議委員は、やむを得ない事情で評議委員会に出席できない場合、委員長の承認を得て代理人を出席させることができる。

第22条 委員長の在籍するHRからは、委員長の他に1名の評議委員を選出することができる。

## 第7章 執行委員会

第23条 執行委員会は生徒会の執行機関である。

第24条 執行委員会は次の者で構成する。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 書記2名
- (4) 会計3名
- (5) 実行委員長
- (6) 風紀委員長
- (7) 保健委員長

第25条 会長・副会長・書記・会計は別に定める「選挙管理規定」に基づき選出する。

第26条 会長は生徒会を代表し、業務執行の中心となる。副会長は会長を助け、会長が事故あるときはこれに代わる。

第27条 書記は主として執行委員会および生徒総会の記録を担当する。

第28条 会計は主として生徒会の会計事務を担当する。

第29条 その他の執行委員は主としてそれぞれの分野における業務を執行する。

第30条 執行委員会は次の事項を執行する。

- (1) 生徒総会および評議委員会の決議事項
- (2) 予算案および決算報告書の作成
- (3) 生徒会行事の具体案作成
- (4) その他生徒会の目的達成に必要な事項

## 第8章 実行委員会

第31条 実行委員会は、生徒会行事を円滑にすることを目的として設置する。

第32条 実行委員会は実行委員で構成し、委員長1名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

## 第9章 風紀委員会

第33条 風紀委員会は、生活規律の自主的改善を目的として設置する。

第34条 風紀委員会は風紀委員で構成し、委員長1名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

## 第10章 保健委員会

第35条 保健委員会は、心身の健康増進と校内外の美化を図ることを目的として設置する。

第36条 保健委員会は保健委員で構成し、委員長1名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

## 第11章 図書委員会

第37条 図書委員会は、図書館活動および文化活動を充実発展させることを目的として設置する。

第38条 図書委員会は図書委員で構成し、委員長1名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

## 第12章 「さらんべ」編集委員会

第39条 「さらんべ」編集委員会は、生徒会誌「さらんべ」の編集・発行を目的として設置する。

第40条 「さらんべ」編集委員会は「さらんべ」編集委員で構成し、委員長1名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

## 第13章 選挙管理委員会

第41条 選挙管理委員会は、生徒会における各種選挙を公正円滑に行うことを目的として設置する。

第42条 選挙管理委員会は選挙管理委員で構成し、委員長1名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

第43条 選挙管理委員会は別に定める「選挙管理規定」にしたがってその事務を担当する。

#### 第14章 監査委員会

第44条 監査委員会は生徒会の諸活動（部・会計等）を監査する機関である。

第45条 監査委員会は評議委員会の指名する3名の生徒会員で構成し、委員長1名を互選する。

第46条 監査委員会は年度末あるいは中間の監査において重大な指摘事項を認めた場合、これを校内で公示することができる。

#### 第15章 HR

第47条 HRは生徒会構成の基盤とし、HR担任の指導・助言により、生徒会に関する決議事項を実行し、また、評議委員会に提出する事項を協議する。

第48条 HRに次の委員をおく。

- |                   |              |              |
|-------------------|--------------|--------------|
| (1) 室長1名          | (2) 副室長1名    | (3) 評議委員1名   |
| (4) 会計1名          | (5) 選挙管理委員1名 | (6) 風紀委員1名   |
| (7) 図書委員1～2名      | (8) 保健委員2名   | (9) 実行委員2～5名 |
| (10) 「さらんべ」編集委員2名 |              |              |

第49条 室長はHRを代表し、評議委員会に出席しその決定事項をクラスに伝達する義務を有する。

#### 第16章 外局

第50条 外局は同好者で構成し、次のものを設置する。

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| (1) 新聞局 | (2) 吹奏楽局 | (3) 図書局 |
|---------|----------|---------|

第51条 局長は局員の互選により就任する。活動については、部・同好会に準ずる。

#### 第17章 部・同好会

第52条 部は体力向上や個性の伸長を図るとともに、共同の精神や責任感を養うこと等を目的として設置する。

第53条 部は性格により次の2部門に分ける。

- |        |        |
|--------|--------|
| (1) 運動 | (2) 文化 |
|--------|--------|

第54条 生徒会員は部に自由に加入、脱退することができるが、所属は運動・文化いずれかひとつとする。

第55条 部は互選により正副部長各1名を選出する。

第56条 部の新設・休部・廃部・同好会については別に定める「部・同好会細則」による。

第57条 部の遠征は職員会議の定める「生徒各種大会等出場規定」に基づく。

第58条 部が利益を目的とする会合を計画したり、校外から金銭の援助を受けようとし

たり、もしくは、与えようという申し出を受けたりした場合、部長は事前にその内容を明記して評議委員会に提出して承認を得なければならない。同時に顧問も同様に職員会議に諮り承認を求めなければならない。

## 第18章 会計

第59条 会計は校長および指導教師の監督の下に行う。

第60条 本会の経費は全会員の会費および寄付による。

第61条 本会員は会費として所定額を納めなければならない。

第62条 本会の予算配当は評議委員会で審議し、承認を得てから生徒総会に提案しなければならない。

第63条 本会の会費の増減については生徒総会で決定されなければならない。

## 第19章 任期

第64条 第25条に基づき選出される執行委員の任期は10月1日から翌年の9月30日までとする。

第65条 前条に該当しない委員の任期は原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

第66条 委員に欠員が生じた場合はただちに補充しなければならない。

# 生徒会選挙管理規定

## 第1章 総則

(規約の目的)

第1条 本規約は生徒会における各選挙を公正、且つ円滑に行うため制定する。

(本規約の適用範囲)

第2条 本規約は生徒会役員選挙に適用する。

第3条 本規約は生徒会規約に基づき選挙に関する事務一般を生徒会規約第13章第42条に定める選挙管理委員会が担当する。

第4条 生徒会規約第7章第25条に基づき選出する役員は次の通りとする。

生徒会規約第7章第24条に定める定員

## 第2章 選挙

第5条 生徒会役員選挙は次の通りとする。

### 1 信任投票の場合

会長、副会長、書記、会計…信任投票数が有効投票数の過半数の場合、当選とする。

### 2 立候補者定員過剰の場合

(1) 会長…総有効投票数のうち最多数の者を当選とする。但し、総有効投票数の半数以上の得票数がない場合は上位の二者によって決選投票を行い決定する。

(2) 副会長、書記、会計…副会長2名、書記2名、会計3名の上位者をもって当選とする。

第6条 選挙方法はすべて立候補制とし、その投票方法は選挙管理委員会が定員制により次のとおりとする。

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | (1) 無記名投票 | (2) 記名投票  |
| 2 | (1) 単記制投票 | (2) 連記制投票 |

### 第3章 告示と選挙期日

第7条 選挙は役員の任期満了前に行われなければならない。

第8条 選挙の期日は投票する1週間前に必要な事項と共に告示されなければならない。

第9条 補充選挙はこれを行うべき理由の生じた日から7日以内に行なわれなければならない。

第10条 補充選挙の告示は投票する5日以前に選挙する理由等必要な事項を告示しなければならない。

### 第4章 選挙及び被選挙権 責任者及び推薦者

第11条 本校生徒会員全員が選挙権および被選挙権を有する。但し、選挙管理委員は選挙権はあるが被選挙権はない。

第12条 選挙に立候補する者は委員会の定めた立候補届出書に責任者を1名記載し、委員会の定めた日までに提出しなければならない。推薦者の記載は立候補者の自由意志とする。

第13条 責任者は本校生徒会員であればその資格を有する。但し、選挙管理委員、立候補者を除く。

第14条 推薦者は選挙管理委員、立候補者、責任者を除いた本会員であればその資格を有する。

### 第5章 選挙運動および違反

第15条 選挙用の貼り紙は1人5枚以内とする。

第16条 前項の貼り紙は選挙管理委員会の定める所に貼るものとする。また、委員会印のないものは掲示できない。

第17条 立候補者および責任者、推薦者は委員の指示を得て立会演説を行うことができる。

第18条 次の行為をしたものはこれを違反とする。

- 1 特別の関係や地位を利用して選挙運動を行なったとき。
- 2 有権者又は選挙運動に対して金銭物品の供与をなしたとき。
- 3 選挙管理委員が指定した以外の文書、絵画、出版物を使用したとき。
- 4 有権者又は他の候補者、運動者に対して暴行もしくは威圧したとき。
- 5 その他選挙管理委員が違反と認めた行為をしたとき。

第19条 第18条に掲げた違反行為をした者は選挙に関するあらゆる権利を剥奪される。

## 第6章 投票および開票

第20条 選挙は投票によるものとする。

第21条 投票は各選挙とも1人1票とする。但し、投票用紙は委員会で定めたものを使用しなければならない。

第22条 投票監督として委員会の中より3名を委員長が選任しなければならない。

第23条 投票は当日各自に配布された管理委員会指定の投票用紙で行う。但し、不在投票は認めない。

第24条 開票は即日、委員が行う。但し、各候補者の責任者および執行委員が立ち会うものとする。また、校内開票とする。

## 第7章 無効投票

第25条 1 結果的にみて不真面目と思われる投票をした場合

2 誤字、脱字の場合

3 その他委員会が無効と認めた場合

## 第8章 再選挙

第26条 選挙過程および効力に対して異議ある場合、当選が告示されてから3日以内に候補者は生徒会にその旨を申し出て、執行委員会の承認があった場合、委員長に対して再選挙を要求することができる。

第27条 本規約に違反することのあった場合、選挙管理委員会で審議し、その選挙の一部または全部を無効とし、再選挙を行うことができる。

## 第9章 リコール制

第28条 生徒会規約第69条に基づき選挙権を有する会員の3分の1以上の連署をもって代表者から委員会に対して、執行委員、評議委員の罷免又は解散を請求することができる。

第29条 前項の請求があった場合、委員会はただちに請求の要旨を公表しなければならない。

第30条 第28条の請求があった場合、委員会は会員の投票に付さなければならない。

第31条 第28条のかかる役員または会は第30条の規定による罷免もしくは、解散投票においても過半数の賛成投票があった場合、その役を速やかに退かななければならない。

## 第10章 付則

第32条 本規定の改正は総会出席者の3分の2以上の同意による。

# 部・同好会 細則

## 第1章 部の設置

第1条 部は次の条件を満たし、代表者から執行委員会に設置申請がなされ、執行委員会において申請が不備や虚偽がなく部として活動することが適当であると認定した場合、評議委員会の決議を受け、これを設置する。

同好会として、1年以上日常活動をし、過去1年間特別の問題を起こさず、申請時点で運動関係ではその種目（個人と団体がある場合は団体）の競技に要する最低人員プラス3名以上、文化関係では10名以上の会員を有している。

第2条 部設置の申請をしようとする者は、4月10日から4月20日の間に、次の事項について文書で執行委員会に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 代表者名
- (4) 顧問名
- (5) 部員名簿
- (6) これまでの活動状況
- (7) 向こう1年間の活動予定
- (8) その他執行委員会の求める事項

## 第2章 休部・廃部

第3条 執行委員会は次の場合、当該の部に対して、評議委員会の決議を受け、休部または廃部を命ずることができる。

- (1) 部員がいない場合
- (2) 活動内容に重大な問題がある、または活動中に重大な不祥事を引き起こした場合

## 第3章 異議の申立て

第4条 生徒会員は部の設置・休部・廃部に関する執行委員会の決議に対して異議の申立てをすることができる。

第5条 異議の申立ては生徒総会において行うものとし、討論のうえ申立てに対し3分の2以上の賛成があった場合、執行委員会の取扱い、または評議委員会の決議はこれを破棄するものとする。

## 第4章 同好会

第6条 同好会は次の条件を満たし、執行委員会の承認を得た場合これを設置する。  
同好者が5名以上あり、顧問を引き受ける教師がいること。

第7条 同好会設置の申請をしようとする者は、次の事項について文書で執行委員会に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 代表者名
- (4) 顧問名
- (5) 加入者名簿
- (6) これからの活動予定
- (7) その他執行委員会の求める事項

第8条 同好会はその年度限りのものとする。したがって次年度も引き続き設置しようとする場合は4月10日から4月20日の間にあらためて申請しなければならない。

第9条 同好会に対しては生徒会の予算配当を行わないものとする。

## 第5章 付則

第10条 この細則に明示されない事項については評議委員会が判断する。

第11条 この細則の変更は評議委員会が行う。

### 生徒各種大会等出場規定

#### 1 趣旨

この規定は学校代表として各種大会・研修等に参加する部・外局の参加を許可する一切についての基準と取り扱いを定めたものである。

#### 2 出場参加承認の願出

(1) 生徒を出場参加させる場合、関係部局顧問は下記の書類を整えて原則として大会出場5日前までに生徒指導部長に提出しなければならない。

ア 大会関係公書（学校、顧問宛に来た大会実施要項記載文書）

イ 大会出場承認願（別紙様式1通、引率顧問、記入捺印）

ウ 参加依頼書（顧問捺印→保護者捺印→担任捺印→顧問）

エ 出張伺

(2) この手続きは、大会開催が日曜日等授業に影響のない場合であっても行い、承認を得なければならない。

(3) 生徒指導部は提出された書類を出場許可条件に照らして審議し、生徒指導部長を経て校長に答申する。

(4) 出場参加の承認を得た場合、承認願書は公示され、出場参加生徒はその期間公欠の取り扱いを受ける。

#### 3 出場参加の条件及び許可

(1) 生徒の出場参加する各種大会は、教育関係団体（日本体育協会、これに加盟している競技団体、これらに準ずる競技団体、学校スポーツ団体及びそれらの下部組織団体）または教育関係機関（文部科学省、教育委員会等学校教育行政に関するもの）が主催しその責任において運営するもの及び関係学校において主催する対抗競技・交流（数校間の狭い範囲）、その他生徒指導部で適当と認めたものに限る。

(2) 代表者として出場参加を承認されるための条件は下記の通りである。

ア 素行は本校生徒としてふさわしい生活態度であること。特別指導中の生徒は出場できないものとする。

イ 学業成績及び出席率が次の基準以上であること。

(ア) 出席日数および各科目出席時数（公欠を除く）が共に80%以上であること。

(イ) 学習態度が良好であり、評価・仮評定1の科目が3つ以内であること。

ウ 身体状況は医師の診断によって健康に異常が認められないこと。

エ 保護者がその出場について同意していること。

オ それぞれの大会の規定する出場資格に欠けるところがないこと。

カ 各部・各局に所属登録しており顧問より推薦を得た者。

(3) 以上の条件を充足した場合は、顧問の推薦と申請によって生徒指導部会において審査し校長が許可する。

(4) 出場許可後、生徒としての行動に反する非行があった場合は大会期間中でも出場は取り消されることがある。

(5) 部活動中及び遠征において、暴力行為・喫煙等の不祥事があった場合、原則とし

て当該生徒の一定期間の部活動を停止させる。

#### 4 出場参加の制限

##### (1) 出場回数

###### ア) 各種地区大会

3-(1)で定められた大会で、年5回以内とする。

###### イ) 遠征練習試合及び研修・交流

近隣地区学校との町外での練習試合及び研修・交流は年7回以内とする。引率については各種大会に準ずる。また、4-(1)-ア以外の地区大会には、この範囲内で参加することができる。ただし、その部の事情により変更する場合には、顧問の申請によって、生徒指導部会で審議し、校長が許可する。

###### <制限事項>

###### ①遠征練習試合の場所の制限

遠征練習試合は渡島管内を基本とし、年7回の遠征練習試合のうち、管外への遠征練習試合は年2回までとする。

###### ②遠征練習試合の回数の制限

上記①の回数とし、遠征練習試合の追加申請を認めない。

ウ) 各種全道大会及び全国大会の出場回数は全道大会4回、全国大会3回とする。  
なお、この回数を超える申請が顧問よりなされた場合は、生徒指導部会で審議し、校長が許可する。

##### (2) 出場人数

ア) 各種地区大会は大会要項を基本にして、顧問に一任する。

###### イ) 全道大会

全道大会の出場は、各種地区大会において参加資格を得た者。ただし、参加校数が少ない場合は、審査のうえ、出場を認めることがある。

###### ウ) 全国大会

全国大会への出場は、全道大会において参加資格を得た者。

(3) 上記に定めるもの以外への大会参加は、生徒指導部会の審査のうえ認めることがありうる。

#### 5 費用の負担

(1) 各部の旅費支給上限人数規定は、各種大会の要項を基本とする。なお、4-(3)に該当する生徒の参加については支出対象とする。

(2) 生徒会は次の表の基準により、参加費・交通費を負担する。ただし、金額が規定以上になった場合の超過額は参加生徒の個人負担とする。